

爲死を厭はず我れハ國體とあるとも國の爲盡して止まず何爲れぞふとあしき人といはれて不忠の民にをはらんことを望まんや

如此て宮より予輩が彼等に對せんこと無用と思誤る人のあるれみならず彼等が感論感説の流毒ハ彌々益々顯出で、逆賊さへあり其ハ左の一章を讀みて知るべし

拜啓貴下ハ林子平の苗裔カ西野文太郎の子分カハ知らねども神僻否神狂として久米田口二氏に討論を求め以て名を博せんと欲す陋亦甚矣スペンセル氏の社會學又ハマルウキン氏の進化論の一冊も讀みし者ハ三尺の童子も猶古代に神なきを知る神代の天七地五若くは八百萬神ハ古代西南地方より渡來したる蠻族の酋長のみ旗頭のみ立憲政体を行へる今日尙此の如き者を神ありと主張し視て去て愧ぢざるは神狂に非ずんば大愚不靈の輩あり少しく西洋の教育を受けたる者ハ皆天七地五輩ハ古代の酋長にして朝鮮又は其以南よりの渡來民たることを了知すれども之を明言顯論をれば貴下の如き神狂者流が感情に制せられて騒ぎ立つを以て黙するのみ世豈東洋の一孤島に無數の神あるを信する愚物あらんや尊命輩を神とせずとも我皇室は毫も威嚴を損せず吾人が皇室に忠誠あると社會生存の必要に出でたり敢て神狂輩の所謂神の裔又ハ萬世一系あるの故に非ず貴下輩ハ如何に糊口の爲とは云へ釣名の爲とは云へ神癖病ハ爲とハ云へ感情の爲とは云へ逆賊たる〇〇〇并阿世小人等の書を迷信

し尊ハ神也と命ハ神也と主張するハ狂か愚か我知らざれども獨り嘆ず貴下輩の如き者世も多く生存する間ハ立憲制度の盛に行へるハの期なきを吁迷語を新聞紙に廣告して其愚を天下に表白せんよりハ其廣告料を火災者にでも義捐せよ特に疋黨一派の名もなき中央新聞にのみ廣告するハ是れ久米田口二氏を餌として貴下は虚名を博せんとし中央新聞は販路を求むるハ非ざるか要するに皆小人鄙夫の事大丈夫君子の爲すべきことに非ず貴下猛省するの良心あるか致此早々

本郷西片町十番地

四月二十二日

赤門道人

大久保芳治殿

如何ある人か是を讀みて拳を握らざる者あらんや彼れが天七地五と指したるハ無論我が皇祖皇宗あり其を西南地方より渡來したる蠻族の酋長のみ旗頭のみとハ何たる無禮ヲ殊に逆賊たる〇〇〇云々の如きに至りては予輩其の云ふ處を知らざるあり案ふに斯る逆賊等ハ彼の教育の基礎たる勅語を遵奉せずして方針を誤謬したる學術より養成し出だしたる一書生あり故ハ萬世一系を尊ばず意中専ら共和を望めり予輩ハ近來大學中にある人々の論説の國體上ハ關りて是ハと傾かるハが多加りき猶祭天古俗論を讀むに至りて彌々措置しがたきを感じ且つ久米邦武氏に相對し直言直筆討論上是非曲直を判決し大學の方針果して

彼等が論趣と同一ありや否哉をまでに糺明せんと要する折から赤門道人と名乗りて斯る逆賊現出でたり赤門とハ果して何れの處乎或ハ云ふ本郷の帝國大學赤門ありと道人其の門内に修學するの生徒あらざらんか衆目の見るところ當らずと雖も遠からじ予輩は彼等が精神を論殺し以ちて將來の逆賊を殲さんと欲するの情彌々切かり是を以ちて久米邦武氏が滞在の處を報道せん其の遲きに耐へず中央新聞第二千八百二十號の廣告欄内を以ちて一言を呈せり其の畧しぬ

久米邦武君が旅宿を訪ふ

大久保 芳治

阿波禮久米邦武主よ汝身事い先に良からぬ事をら説出給ひてより清く明く直く正しき敏心の忠誠なる男子の誰もく汝身事が所爲を忌惡まひ是ハや天朝を凌奉り大御國內を搔亂さむ端緒とかも慨思ひ予芳治等不肖身にしわれども争でかもい盡さくらめやと家忘れ身持知らに參來て卒爾に討論の事をら汝身事と田口卯吉主と此の二人の御許に望申しき凡て今の大御世を如何なる大御世とかも思定めぬるかも今の人々を如何なる人々とかも見し明らめぬるかも何れの國何れの人の差別を云はず學術を研究めて最も愛たき智識を開き各もく其國を固く守らひ其の勢力の富むが隨に他の國の境をさへに攻敗らまく欲せる時とこそ成行きけらしき然ればよ理を識り道を辨へたらむ男子は小竹の葉に置く露をかりだに其が國の爲良からぬことハ筆にも記さず口にも云はず是よ芳治等思ひけらく汝

身事と睦靈協へる同じ學の朋友等常にけに神典皇典をら説僻めて嘲誚以往昔の戎夷か云し大瀬島の嘘言を正言の善事を讃稱へて横さの道にい履感はしめけむかも良からぬ方に煽動て唆しけむかも其は赤門道人をにぞ云へる逆賊等の現出でためる事實と汝身事等が説論へる趣旨と専ら同じ軌範にもあれバぞかし何れに悟りぬ今より後汝身等が意の隨に説曲げ説教へて赤門道人に等しき逆賊等が歳に殖む月に加えりたらむには國內を擧げて誰かは忠誠に盡さふべき誰かは御國を護らふべき其處に思ひ此處に慮へば芳治等殆に躬を剃き骨を碎かむ心地せられて慨くも將憤るしきことこの極みにあも然ハあれど汝身事が心中にハ良からぬことをし云ひつるとも思しき爲をし行ひつるとも思はしたまはで加茂川の朧月夜に唄ひ嵐山の花の曙に舞ひト安くと樂しけく在しませむかも然れば其の唄はむ口以て良きことこの證據を示し其の舞はむ手以て惡しからぬ證明を記し速く世の中の人の惑を晴らさしめ給はでやあるいゝどハ久米邦武主はよ争でかも問はて止むべき争でかも云ハで止むべきいゝどハ久米邦武主ハよ久米邦武主ハよ

然るを久米邦武氏の如きハ幾日を経るも一回の報だにあし然れば急用旅行のことに托して予輩が論鋒を避けたりと云ふべし如何に卑怯なる男兒あらすや

田口卯吉氏に關ることハ左の如し

未だ御面會申さず候へども學術上目今急務を要する件に就き書面拜呈陳れバ芳治等今般君等も對して至急討論相試申度こと是れあり爲に態々出京罷在候但し討論の要點ハ

- 一 史學會雜誌より史海に轉載せられし祭天古俗説の序跋の趣旨
 - 二 神道者諸氏と指摘せしハ果して誰れを稱せるやの件
 - 三 古史の研究上言論著作等の範圍
 - 四 義公が神代史を抹殺せし確證
 - 五 神と人とは區分
 - 六 古事記を疑貳せる件
 - 七 阿世小人の解釋
- 右七點然して論會の席ハ當方より之れを設け廣告も亦當方より致し申さべく依りて先づ決行の日限を承りたく右御照會申進候也

明治廿五年四月十二日

日本橋區通二丁目三番地旅館

大久保 芳治

田口卯吉 君 机下

追て本件に就き筆頭に訴へたる條々ハ逐一新聞紙上に掲載致し申度候間此旨御含みの事
右の照會狀に對せる回答書は左の如し

尊書拜見仕候古史ニ關スル件ニ付小生ト討論御試ミ相成度趣ニ候處史上ノ事ハ口頭ヨリハ筆頭ノ方正確ト存候間御異論之アリ候ハハ御遠慮ナク御駁論ヲ賜リ度不文ナガヲ御相手可仕候也勿々頓首

四月十一日

田口卯吉

大久保 芳治 殿 机下

予輩ハ云ふ筆頭に訴へて事を論決せんこと人によりて或ハ可なり又人によりて或ハ不可なり田口卯吉氏論書の如きハ敢て其の法に乗るところあることあし争でか形の如き論者に對して予輩筆戰を望まんや故に回答の意に隨ふことを得ず即ち左の照會を爲したり

昨十一日附の御返書今十二日到着早速披見致し候然る處君は口頭よりハ筆頭の方正確云々として芳治等が望みを容れたまはず右ハ一應尤もらしきことには候へども敢て然らず何とあれバ凡て事を筆頭に訴へて論ずるが如きハ頗る間接にして又主義論脈の多岐に涉り遂に勝敗の結果を見ること能ハズ爲に世人をえて五里霧中の際に沈淪彷徨せしむるの弊實際上に就きて往徃是れあり其は君が先に

久米邦武君の論説を且つ賛げ且つ辨じたる論文及其の駁論攻撃の各論各説即ち是れが確證と爲るに足ると云ふべきのみ虚心平氣以ちて深思熟慮候へ公平無私以ちて回顧反省候へ凡そ君等が論鋒其の針路の如き或ハ西に避け東に逃れ或ハ徒らに右を突き徒らに左を撃つ反對者ハ又東西に逞ひ左右に當る如此て幾年幾月の星霜を経んも空ニ鐵槌尻に鐵砲争でく勝敗を決するの時機あるべき争でいかで論理確定正邪判然世人明察と云ふの曉を迎ふべき君或ハ未だ存知せざらんか公然決行する討論會ハ逃げんとするも逃ぐる能はず避けんとするも避くる能はず即ち之れを處置し之れを指揮し之れを判決するの會頭若しくハ幹事あればあり傍聴の公衆も亦直眼直耳論者の論果して逃げたりと聽かば即然逃げたりと評せん猶避けたりと視ば即然避けたりと評せんヒヤハハあらバノノハあらんノノハあらんノノハあらんハ會員の自由にして又會員が各自胸中には是非善惡と勝者敗者と其の之れを認定れを思料し是に之れが意想を訴ふるハ相互の間質ハ愉快に候はずや要するに口頭と筆頭とは是に之れが差を論じ併せて本件の結了如何んを推究するに筆頭即ち君と芳治等と筆戦せんに勝敗之れに判つものなく多岐之れを禁むるものなく又隨ひて世を益すること極めて寡し口頭即ち君と芳治等と直言直筆公會の壇上に對論し以ちて即場即席勝敗を判決せんハ當に勝敗を判つものあり多岐を禁むるものあるのみにとゞまらず即ち世を益し惑ひを解くの功極めて多く候はん其ハ道理の容を處にし

て又實際上敢て動かざる處ハ候也何を以ちてか口頭を不正確とみし筆頭を正確とみその理り候はん速然起ち即然奮ひ敢て芳治等が求めに應じて臨席候へ但し強て討論を不正確となし又別に厭ハれ候理由きとも候はんには重ねて討論の所望ハ致し申さず否哉ハ此段至急御決答是れありたく候也

四月十二日

大久保芳治

田口卯吉 机下

右の照會狀を見て彼れハ當惑せしものや一時のぐれの策畧に無調法ある一首を寄せて回答にかへたり其ハ左の如し

御返事までよ

言の葉はちりやうせむ敷しまのふみの林に道をこそ問へ

四月十三日

田口卯吉

大久保芳治 侍曹

予輩は未だ歌道に達せず故に餘人の詠みたる歌を強て判すること能はざれども凡う彼れが歌の如き定格外ある調べは難めざるを得ざるありさりとして又斯る俗人に對してたくしく新古両調の格例などを引きて難めんも中々に大人氣なきわさざりと唯左の書をのみつかひして更に質問の旨を照會せり

歌もて御かへしふみにかへさせたまへりしの中々にこちしうこう然はあれとこばもこころも
いかにや思はれて鬼神はいざ知らず芳治の泣かれずてなん天地はいざ知らず芳治の動かすらん案
ふに君が御歌の

言の葉はちりこそうせめいゝぞのふみの林に道を問はさん

と調ふるべき心がまへのにやあをかし芳治が十二日附もてまぬらせにま文のとづめに(何を以ち
てか口頭を不正確とあし筆頭を正確とあすの理り候はん速然起ち即然奮ひ敢て芳治等が求めに應じ
て臨席候へ但し強て討論を不正確とあし又別に厭われ候理由あども候はんの重ねて討論の所望は
致し申さず否哉)と記せりしはいかに見そありしたまひしやいかけうけとりたまひしや強ちに
討論を不正確とあさん理りもいべらんになどて其の由を委曲に云解きたまはざるしかをがにた
(言の葉のちりやらせあん)とのみのばへたらんとて誰れかは見免して放ちやるべき然云逃げに逃げ
もどほり書きのがれにのがれにしらふ君になんあれこそ芳治等たいに捕らへて相論はんとはすあれ
さりどての又逃足の疾き君うああそのわざやもあきみにくのみあひやも頼鼻輝の風おはん
手力撻み鐵面皮の楯としあらん敏心の思ひくつばればてあんにはいとくそべなうこそ思ひはんべ
れ此の上の一史學會雜誌云々以下七阿世小人の解釋以上すべて七款の論題を其がまゝ問題をあえて

公會の壇上に質問あしてん君をむやけく出で、一々答へてよ

四月十四日

大久保 芳治

田口 卯吉 君 机下

右質問の請求に就きては彼等何たる決答をも爲さず案ふよ討論のことの筆頭に托して逃げんとせしも質
問よと云ふに口なく走るに足あく其の返答にさへ困りしものによ更に何等のことをも云ひふことさす依り
て予輩は催促せり其の左の如し

今回予輩が直接君と討論を決行せんこと固より私事に非ず即ち學術上大義名分の由りて關る處何ぞ
學事に熱心ある者の須臾も悠悠姑息すべき理由候はんや然るに君は第一の照會狀に答ふるよ口頭よ
りの筆頭の方正確云々の語を以ちてして更に求めを容れたまはず由りて予輩の今回の討論の直接ど
間接と其の比較上より結果の是非を解き猶終りに臨みて強て討論を不正確とあし又別に厭はれ候理
由あども候はんには重ねて討論の所望の致し申さず否哉)と懇切ある諸問を試み候よ君の其の回
答として皆に一首の歌を贈られたるまでにとまり然して一首の趣旨たるや言論を不可とあし筆頭
を可とあすの外敢て意あらず若し吃寒だとか瘡癩だとか又の鼻臈だとか申せやうある故障の麻など
も候はんよの詮なきこと左もさくは君が第二の回答書に予輩が第二の照會狀に對しては口頭を不

可なりとを其の理由を詳細に陳べたふべき筈に候はずや然して其を一言半句も述べざるのみならず僅々口頭不可的の一首を贈るのみ猶且つ予輩が十五日の便を以ちて照會せし質問決行に候就きては今十六日の正午十二時に至るまでも更は何等の御回答も是れなし右の全躰何故の遷延に候哉予輩ハ敢て其の意を了解すること能ハズ願くば右決答遷延の不處置を默契猛省し迅速質問の會場へ臨席したまはんに日時を卜定の返翰郵送是ありたく先は催促斯の如くに候勿々頓首

四月十六日

大久保 芳 治

田 口 卯 吉 君 机下

右催促状を見て彼等如何ある思ひをさせしか敢て答ふるところあし然れば彼等ハ彌々討論の所望をも容れず猶質問の請求にも應せず其の返答にさへ困じはてたるものありと予輩ハ是に勘辨をつけて懇切ある口書を認め更に演説のどこを所望せり其の如し

舌 代

先般來度々御照會申上げたことは第一は是れより直接の討論を執行せんことを申試みられたる君には其れを不可とせられ猶其の不可とせらるべき理由のあるまじきことを申出でたれば矢張り不可とせられて取合はず然れば質問をと所望すれば否とも應とも返辭をせられず凡そ君ばかりの人傑が今此

の場合に當りて斯ばかり逡巡且つ姑息の處置ある予輩何とも合點がゆかぬ君少しく猛省したまへ抑も君は(神道者諸氏に告ぐ)と題して或ハ新聞に或ハ雜誌に何と記されしや(余と雖も憚りながら日本國の一民なり國家萬一の場合に於て瘡腕たりとも國家の干城たるに於て未だ必ずしも神道者諸氏の後にあらざることとを期するものあり)と記したるに非ずや定めて其の時染めた筆も未だ乾くまじ其の記載の墨色も未だ變じぬ然れば君が胸中にも未だ忘却せられまじ然しながら君が(國家萬一の場合)と云つたことハ實に干戈動搖の戦争ばかりを指して云われたものか否さうではあるまじ何とされば君ハ太朝臣の表文中ある凶徒瓦解の義理を誤解して朝臣を阿世の小人とあし又(吾人何ぞ之を筆誅せざるを得んや)と云はれしにあらざるや是れに依りて之れを思ふに君も文武不岐筆劍一途と謂ふことハ知りてあるに相違なし然し君は外患内憂云ふべからざる今日に際りて妄に異説を賣り漫に外侮を買はんとする者の浦出せし此の實證を目し又之れが爲に駁論攻撃の猖獗なる是等ハ國家萬一の場合と云ふ其の言語の範圍内に入らないと云ふ了簡ありや否哉すべて日本國の一民たらん者の言行克く一致しおければ一人より延きて國家の全躰を辱しむるものぞかし君が如く平常ハ國家萬一と云ふ口實だらうと云ふや實際國家萬一と云ふの時來たれば猫に覆面鯨に瓢蓋遂々滑々不肖予輩が魯鈍極まる一本の舌刀ぐらぬを避けんとい鳴呼あらずや君若し此の愚篤

なる勸告をも容れず此の親切なる請求をも諾せずすく因循姑息して討論をも厭ひ質問をも嫌ひ
たまはんやうされば予輩が敢て予輩が開會せん演説の會場に君を招聘して君が特得たる論説を拜聽
致したしせめて此の所望ばかりだに承諾したまへや君

四月十八日

大久保 芳 治

田 口 卯 吉 君 机下

案ふに彼等ハ腹に一物なくして唯腹言を吐散らるまでの男兒あり

予輩が再三つかへせし書面の懇篤ある意にも拘ら左の如き回答せり

拜復其後切迫の要事有之拜答遅延候處二回まで御催促の御書面を煩せり御健筆の段驚入候然しあが
ら小生の御答ハ過日二回申上候より外又無之候歴史上の疑案は種々の書に據りて参照致し其上にて
決すべきものにして口にて如何にペラペラ申し候とて役に立ち不申候尊兄の御學識ハ未だ拜承仕ら
ず候得共何れ此田口卯吉をやりこめ眞事實を世に表白し天下萬世の識者に技倆を示さんとの御覺悟
にも可有之歟然らば十分に筆頭を以て尊意を示されたく小生亦た十分に調査の上に御返答可仕と存
候右貴答まで如此御座候頓首

四月十八日

田 口 卯 吉

大 久 保 芳 治 殿 侍史

再白右の主意ハ付同一ハ御主意にて御申越の義ハ御断り相願度候也過日の拙作は御直を経て善く相
成候段奉謝候然しながら貴下亦た何と御返歌も可有之事と相待申候

右の回答書を見て何者か蠢愚なりと云ハざる者あらん何者か姦曲ありと云ハざる者あらん案ふべし彼等
如き者をやりこめたらんとて世上何人か予輩を技倆ある者と云ハんやざる教慢無禮なる者ハ田口卯吉氏
其の人を除きて何者かある一回一顧よろまゝ祭天古俗論の序跋を見るべし且つ彼等は書面に就きて其の
要點と順序とをさへ之れを見之れを知るの量なし蠢愚にあらずして又何ぞ故に予輩ハ左の書面をのかは
したり

十八日附の御返書十九日到着正ハ拜見然るも君ハ益々口頭を不可とあして筆戦を望まれ且つ予輩が
送りたる數回の書面をも一々了解せられたるものハ見え申さず何となれば(右の主意に付同一の
御主意にて御申越の義ハ御断り相願度候也)として最早今日の處にてハ照會のことをさへ煩惱と思
はれ候やうに申越され候是ハそも如何ある認見に候ぞや君幸ひに回顧候へ予輩は第一に討論を望み
第二に質問を求め第三に演説を請ふ然して第一ハ君と相論はんに筆頭を以ちてすべからざる深き理
由のあればぞかし第二は第一を容れたまハざるが故ぞかし第三ハ第二の照會の決答遅延して應じた

まのん氣色の見ゆるが爲ぞかし如此て正當に正理を履きて研究し判断をれば假りにも最初より同一なる趣旨をくだくしく請求に及びたる譯にては是れなく却りて君にこゝ同一なる趣旨をのみ反覆返答に及ばれたる譯に候はずや予輩の茲に是れが論究を試みんと要き

一大久保芳治は田口卯吉との討論を筆頭にせずして口頭にせんと望む其は何が爲なりや（成跡が云く田口卯吉の書上論理法は惟乖し久米邦武等が非を蔽はんとして水戸義公が大日本史編纂の事實を詐り又神代の事實上其の實否を論究せんとして太朝臣を誹る）苟くも成跡上判然筆鋒烟緋法を破り論理錯雜多岐に走るの質を顯彰する者は是れと筆戦すべからず（道理が云く狂猿の綱解くべからず癩馬の轡免すべからず法を破る者と對論せんか法を破らしめざるの律最も必要なり多岐に走る者と相諍はんか多岐に走らしめざるの法最も緊要あり）

一田口卯吉は久保芳治が望みを容れず求めに應ぜず請ふを諾せず單乎筆頭を可となし口頭を不可となす其の何が爲ありや（成跡が云く口頭より筆頭の方正確ありと申答ふ）苟くも文壇に相對し相論はん時破法誰れか之れを制し走岐誰れか之れを禁めん（道理が云く狂猿の綱を厭ひ癩馬の轡を諱む走らんと欲する者の多岐を望み破らんと欲する者の無法を好む）

一大久保芳治は田口卯吉に質問を求め其の何が爲なりや（成跡が云く田口卯吉口頭を不可とあして

討論の望みを容れざればなり）

一大久保芳治は田口卯吉に演説を請ふ其の何が爲ありや（成跡が云く回答遷延回答反覆回答理不盡）

一田口卯吉は久保芳治に答ふるに討論と質問と演説と以上三個の別を辨せず單乎口頭不可の趣旨を以ちて拒絶し且つ筆戦を望むのみ

予輩が君に對する今回の照會事件は是れまでの處即ち右に擧げたる鑑定證明の各點に外ならず然して君が單乎無主義口頭を不可とのみして拒絶せられ候の予輩頗る其の意を得ず然しあがら假りに予輩が一步を譲りて君が望みの如く事を筆頭に訴へて質問を起さむ君は果して論理を誤らず文法を錯さず多岐に走らず而も即答せられ候哉萬一即答をせざるか或は即答するも敢て予輩が満足する程の結辨に價值を有せざるか凡う斯の如き不完全ある答果ある曉に際しては君へ更に一步を予輩に譲りて何時たりとも予輩が望みを容れんか求めに應じんか請ひを諾せんか否哉迅速御決答是れありたく候也

四月二十日

大久保芳治

田口卯吉君 机下

かへしをそゝのかされて例の蜂腰を

しめゆらん道ころあめれいざよくちらさばいかに君が言の葉

経緯のたゞしき道につまづきて翁が腰骨うたばいかにせん

右の書面を見て彼等彌々屈服あし最早返翰の認めかたにさへ困却して徐々逃支度の用意を始めたり實に抱腹絶倒と云ふべし其の左の書面に據りて明らかかり

拜啓近日少々取調の爲めに在宅罷在り本日出社中央新聞一讀の處貴下には小生と辯論せんが爲に久米氏を追ひ京阪地方に御出張相成兼候趣に候得共小生亦た本月二十四五日の頃京阪地方に参り一週間程を費し歸京の心得に候此段豫め御含み相成度候頓首

四月二十日

田口卯吉

大久保芳治殿 侍史

予輩の右の書面を見て其の卑怯と破廉耻とに驚かざるを得ざりしあり大体予輩が今回百事を措き遠く山河を跋涉して出京せし何の爲ぞ水戸發宿の當日即ち四月二日茨城日報へも廣告せし如く固より久米田口両氏に對して學術上鋒を舌戦中に交ふるの必要あるのみ然れば予輩の固より客にして彼等の無論主客り主客互に禮あり客を措きて主客に旅行せんは無禮ならずやとて又萬止むを得ざるの急件なども出衆せんは詮なきこと然らば先づ其の急件の理由を陳べ然して首途に就くべきは世間一般の通法なり然

るを彼等更に其の旅行せざるべからざる理由を陳べ且つ謝辭をも呈せず凡そ斯の如き無作法者あるが故に皇室に對し國家に對し例の無禮をも爲したるあり如何に思むべき奴ばらならずや故に予輩の少しく彼等を誨めて左の書面をつかはせり

昨二十日附の御書翰今朝到着承れば君にも亦久米氏同様遠く京阪地方へ御旅行の思召あるよま實に驚入候抑も君等の何故左のみ不處置あるや何故左のみ卑怯あるや何故左のみ破廉耻あるや予輩頗る其の意を得ず何とあれば事皇室に干渉し道國體に關係し會々予輩出京して直言直筆君等に相對し侃々正義是非曲直を論究せんを要を然るに君等の兎角事を左右にのがれて結局今日に極まりに及ぶ君等よろしく回題候へ予輩は固より直接相對して討論せざるべからざる理由あるが故に其の理由を陳べて叮嚀反覆數回の照會も及ぶ然して君は理不盡に間接の筆戦を望む然らばとて予輩一步を譲りて今や筆戦の端緒を開かんと其の照會狀を發すれば該件に對するの回答はなくして(小生亦た本月二十四五日の頃京阪地方に参り云々)との郵信を爲と是れ果して何等の謂や世俗の謂ゆる人を馬鹿にまるとい即ち此の事にこそ候はゆ然し予輩の字内に耻ぢざる日本男兒何爲れ予君等が爲に馬鹿あしらひにあつて空しく退申さんや是れより君等が後を追驅け追着き次第久米氏とは討論を口頭にするへて之れを決行し君へは一應筆戦を試み其の當不當に由りて益々筆戦せんか或は口頭を以ちて即答

せざるべからざる責めの有無をたゞさんか兎も角も京都或は大坂へ到着次第其の地名宿所等を詳細に御報道是あれりたし萬一本月二十八九日頃までも一遍の御報道是れなき時ハ君等ハ彌々予輩にハ耻ぢて相對すること能はざるものと認定思料し着々進歩罪を糺すの方針を執り候間此の旨豫め御了諾に相成りたく候也

四月二十一日

大久保 芳 治

田 口 卯 吉 君 机下

案ふよ彼等ハ予輩が糺罪に着手せんことを恐怖せしものにや左の書面をおこせり

小生儀京都市上京區鉄屋町姉小路上る柵屋に止宿致し尙ほ三日間滞在の心得に御座候右御求に應じ御通知申上候但し新聞紙に御廣告の儀ハ固く御断申上候也

四月二十六日發

田 口 卯 吉

大 久 保 芳 治 殿 侍 史

右ハ他日逃びたりと云へれん其の口塞ぎの爲めにふこしたるまでの書面にして其の實矢張り逃げたるものあり其ハ予輩がつかひしたる左の書面の概要に就きて見るべし

四月廿六日發と認められ候御端書ハ京都郵便局ハ二十七日ハ便の消印又東京郵便局ハ二十八日ニ便

の消印にて今二十八日午後第三時旅館へ相達し早速拜讀候處御書面中（柵屋に止宿致し尙ほ三日間滞在の心得）と是れあり候のみ然れバ君にハ二十六日より二十八日即ち今日までの滞在にて其の後は直ちに歸られ候にや又ハ過日の御書面の通り一週間程ハ京阪國方に居られ候にや予輩ハ御宿所の御報を相待ち早速罷出で申すべき精神に是れあす候處今日の姿にてハ柵屋を出立せられ候後ハ歸途に就かれ候ものとも又ハ何方へ滞在せられ候ものとも少しも了解することの得難き御書面願くば何時まで何方へ滞在せるとか又ハ何日頃歸着せるとか少しなりとも了解の相成るやう御文通なし下されたく此の旨希望に耐へず候也

四月二十八日

大久保 芳 治

田 口 卯 吉 君 机下

尙々御断りの御文意に隨ひ御書面は新聞へは載せ申さず候也

京都滞在中彼等は如何なる人に就きて如何なる相談せしか又自ら如何ある工夫せしか案ふに久米邦武氏も尻を塞げ田口卯吉氏も猶同断ありと衆口に上らんと餘り面目をえされバ一人だけ先づ歸りたる方可あらんと是に一決して歸ることに定め歸りて後更に一策をめぐらしたるものあり其ハ左の書面に據りて論

昨日歸宅仕候間此段及御通知候又た小生の論旨ハ經濟雜誌第六百八十九二十號の三號に詳論致し置き候御一讀を經ハ判然たることを得べき歟右得貴意候也

(廿五年五月二日又便)

田口卯吉

大久保芳治様侍史

經濟雜誌第六百八十九二十等の三號中に掲載したる彼れが論旨は道生館の諸氏より受けたる論鋒の創流を僅々総合せたるまでの屈理屈にして予輩が摘要して討論し且つ質問せんと要する其の趣旨にハ參考するにも足らざるなり其の自ら己れの良心に質しても猶よく知るべきのみ若し又彼の論旨を以ちて予輩に満足を與へんと思ふの念慮もあらんに何故最初より東走西逃せずして之れを予輩に示し以ちて討論若しくは質問を謝絶せざる是れ畢竟する逃びんとするも逃ぐるの途なく避けんとするも避けん餘地なく譬へば今や一刀兩斷と云ふの危阻は迫り碎けし石佛の首級を捧げて更ふるに之れを以ちてして我が首の我れにたまへと云ふが如し石佛固より死物あり彼等固より死物に等し予輩何ぞ死物を追はんや先づ左の一言を以ちて中央新聞第二千八百二十七號の廣告欄内に掲置きしなり

今や我が國國權の振らざるもの何ぞ國威の治からざるもの何ぞ文化の進まざる所以んか武備の充實せざる所以んか下情の通せざる所以んか德澤の降らざる所以んか否文化日進み武備月に充實

し下情歳に通じ德澤も亦時に降る然らば何ぞや曰く一種蕩然の義氣不知不識の間は退却し自ら跋扈を招く所以んもの則ち是れあり義氣をして退却せしめ且つ能く湮滅せしめんと欲するの甚しきもの何ぞや曰く僻儒曲學此れを捨て彼れを取り枉げて皇祖皇宗の懿訓に背き力めて立極垂統の眞理を破る即ち是れあり看よ一般風を作し智巧の士は邪説を利し以ちて之れを使ひ姦詐狡詰の賊ハ邪説を資り以ちて之れを用ひ愚昧の民亦徃徃鼓舞眩惑せられ道義烟の如く消え彝倫麻の如く紊る噫呼曾て今一二句を經一旦變不意に起らば誰れか君父の國を護らん門を開きて賊を揖し戈を倒にして後を拒ぐや明々白々爛々昭々看よ眞備仲麻呂の文能く君を無みし國を辱しむ義時尊氏の武能く上を要し世を亂す皆又君父の君父たることを知らざればあり予輩は云ふ現時の僻儒努々君を無みし國を辱しむ其の弊其の害昔日の眞備仲麻呂に過ぎずと豈に沈黙以ちて日を度るに忍びんや予輩ハ云ふ現時の曲學力々上を要し世を亂そ其の濫其の觴已徃の義時尊氏に過ぎずと豈に因循以ちて世を經るに忍びんや予輩ハ云ふ彼れ論を忌み識を厭ひことを左右に托して東西に避け南北に走る蓋し自ら其の非を非ありと知り自ら其の邪を邪ありと了り或は今日の極まりに氏れるあらんか予輩は更に同胞と起ち兄弟と誓ひ公衆に訴へ正理に問ひ以ちて彼れが流毒を斷ち以ちて將來の美を圖らんと要を其れ足ある者ハ來たれ耳ある者ハ聴け口ある者ハ云へ今や國權の不振國威の不洽要するに皆學術方針の不可

不當に是れあるのみ何ぞ逡巡姑息の機あらんや

大久保 芳 治 謹言

附言

此編原辨論駁議ヲ輯ムルヲ以テ主眼トス然ルニ此ニ掲載スルハ大久保氏ト久米田口ト阿氏トノ間ニ往復スル書牘ニ係ル抑大久保氏ハ福岡縣ノ人ナリ祭天古俗説ヲ一見スルヤ奮然措ク能ハス家事ヲ抛テ直チニ京ニ出テ、阿氏ニ對シ質問討議ヲ試ミントス其照會數回ニ及フ終ニ久米氏ハ遠ク去テ京攝ニ逃避シ田口氏モ亦言ヲ左右ヲ托シ會晤ヲ謝絶シ答辨スルヲ能ハザル者ノ如シ嗚呼阿氏ハ學者社會ニ對シテ何ノ面目カアル卑怯モ亦甚ト云ベシ今大久保氏其證明トスル所以ヲ書シテ寄セラル誠ニ同氏國家ノ爲ニ鞠躬盡力セラルハ一班ヲ觀ルニ足ラン讀者之ヲ諒セヨ

編者 識

文學博士重野君に問ふ

在廣島藤 井 百 樹

疑ひしきハ博聞の士に就て質すべく先覺の人に倚て明にすべし、先進ハ之に懇示して愈尊かるべく後進ハ之に就て益識あるべし、閣下の文學を以て重職にある人あり博識を以て尊位を占る人あり況んや文學博士の高榮あるをや、疑あるや閣下に就て質せべく閣下に倚て明にせべし、茲に余の閣下に就て質す所のものハ只々一小細々の學條あらす、國家の基本を打破し、皇室の尊嚴を冒瀆せむとする異端邪説のあるわればかり恐くも 皇祖ハ漂泊民ありと云ふ如きに至りては國民の分として蠅少の應ある者として

も切齒扼腕之れを攻めざるものあらんや、如斯の説起るや之を駢排し之を譏斥して愚民の惑を解き斯道の罅漏を補直するハ閣下の其職とせる所あり、然るを閣下の國史眼てふ書ハ 皇祖ハ漂泊民ありと云ふ精神にて編纂せられたりと前帝國大學教授久米邦武氏か公言せり、余之を聞て大に驚き斯る腐敗の腸心より胎出したる書の滿天下に流布するハ毒種を播きたる如し今之を拔除せずんと如何ある益害をか起さん、虎列刺病撲滅をへし人心の腐敗醫をへからせ然れども久米氏か云ひしハ自己の友を引かむとて造言せしか、新聞に雜誌に記載せるは或ハ謬聞か、一には國家の重基に關し一にハ閣下の名譽に係る、之を閣下ハ質さされハ何をか閣下に問ふハさことあらんと去四月四日を以て左の書面を呈せり

拜啓御清適被遊候段奉欣賀候緒久米邦武氏か「神道の古俗」と云ふ論説に付倉持某等久米邸を叩きて問答せし始末書をみるに高著の國史眼も 皇祖ハ外國より渡來し玉ひたりとの御精神にて編輯せられし旨答辨あり然らハ國史眼の精神ハ閣下等の御持説ありと心得てよろしきや高説承り度ため不顧失禮呈寸書候頓首

四月四日

藤 井 百 樹

重野 安 繹 殿

然るに四月七日付を以て左の回答ありたり

御書而拜見國史眼の御質問の同書の文句に付御答可申候へ共 皇祖は外國より渡來し玉ひ云々は
全く國史眼中に無之事に候へば不能御答候此段御報迄勿々

四月七日

重野安繹

藤井百樹殿

右の回答を得て余の思へりき 閣下の斯るかぐろき腐れたる精神を以て摺たる黒子丸ならむや國史眼
の余の至誠に太古より書き立てたるものよこりあれと御回答あるべきをコハ未だ文意の通せざるならん
とて再び四月九日を以て左書を呈して不しき御答を得たり

芳書蓋讀候處御異見更に相分不申候間再應御尋仕候固より國史眼中より 皇祖之外國より渡來
し玉ひ云々の文句の無之候得共同著者久米邦武氏が國史眼の精神も茲にありと明言致し候に付閣下
も久米氏と御全説なりと心得候て可然哉久米氏が國史眼も 皇祖の外國より渡來し玉ひたる者
との精神にも著したりと云ひしより閣下も久米氏と御同説ありと思惟するまゝ疑念を起したる故御
尋るる譯に御座候條打返し御返事可被下候草々
追て閣下の御説久米氏と異りたりとあさば久米氏か國史眼もコノ精神ありと云ひしは全く虚妄あり
と信じて可然哉是亦御漏可被下候

四月九日

藤井百樹

重野安繹殿

國史眼に無之事の不能御答候段前書中述候通に候條以來此義に付御掛合有之候ども御答書不差出候
間左様御了知相成度候也

四月十三日

重野安繹

藤井百樹殿

小生はこの御達を拜見仕りふくくしが脹れ益不審に思ひつゝ又々左書を呈せり
四月十三日付の端書致拜見候「國史眼に記載無之事の不能御答」云々されば閣下の同書外學事質議に
對する御教示の更に不相成義に候哉事細々なりせばよろし恐くも 皇祖の外來し玉へりなど云ふ
精神にて國史眼の編纂せられたりと云ふ如きは於焉ぞ閣下の之を默視すべけんや況んや之を閣下に
忠告し之が辨明を乞ひ高説を承らんとするに於いておや然るゝ閣下は「以來此の義に付御掛合有之
候ども御答不差出」云々の御回答をせられたり實に案外に候斯く國体に關する妄説の出來せば閣下
の疾く之を辨駁せられ且本件の如きは喜んで御教示あるべきを却て疎せらるゝとの愈以て不了解候
依て推考するに閣下の御説は國史眼編纂者の一人ある久米氏が云ひし如く勿論久米氏と御同説あり

と了らるゝお至りされ共閣下にして斯る妄説は無之と思ひつゝ猶不判然に付尊意を推し再三申上候
條久米氏と御同説か否か久米氏の云ひしハ事實か否か一行の御教示を拜度返信税相添申上候勿々
追て御回答あき時ハ久米氏と御同説と可相心得候

四月十七日

藤井百樹

重野安釋殿

斯く呈て翹首貴答を待ちつゝ四月も去りあむと謂らく閣下は公務に退られ返書を認むの閑暇なきなら
むと又一書を呈して促したりき然れども未だ御答あし如何ある故あらむ一は國家の基本に關し一ハ閣下
の一身に係り一時も捨置く可らざる事件あるを等閑に附せらるゝ所以のものは郵便不通あらざるハ門吏
の私せるあらんか御病氣あらざるハ轉地旅行あらんか、質さされハ腹脹れ中途にて止むハ虫の屈せぬ性
あれハ既に先に照會せし全文を掲げ新誌に投して貴答を求むること、せり閣下速に明悉教示あれ
因云星野恒氏も同件に付考証ある旨久米氏か云へるにより星野氏へ其考証論據の要承りたしと照會せ
し處星野氏「何歟の行違ふ可有之同件に付てハ考証せしことハ無之候」云々と四月十二日を以て返書せ
り茲によりて知りぬ久米氏ハ倉持治体等を証りたりしを

附言此篇ハ久米氏一派ノ學說淵源ノ端緒ヲ觀ルニ足ル因テ安藝津新報ヨリ採録ス

4/6/31

明治廿五年五月十八日印刷
全年月九日出版

編輯人兼

静岡縣平民

下田義天



三重縣伊勢國度會郡字治山
田町大字古市百六拾五番地
寄留

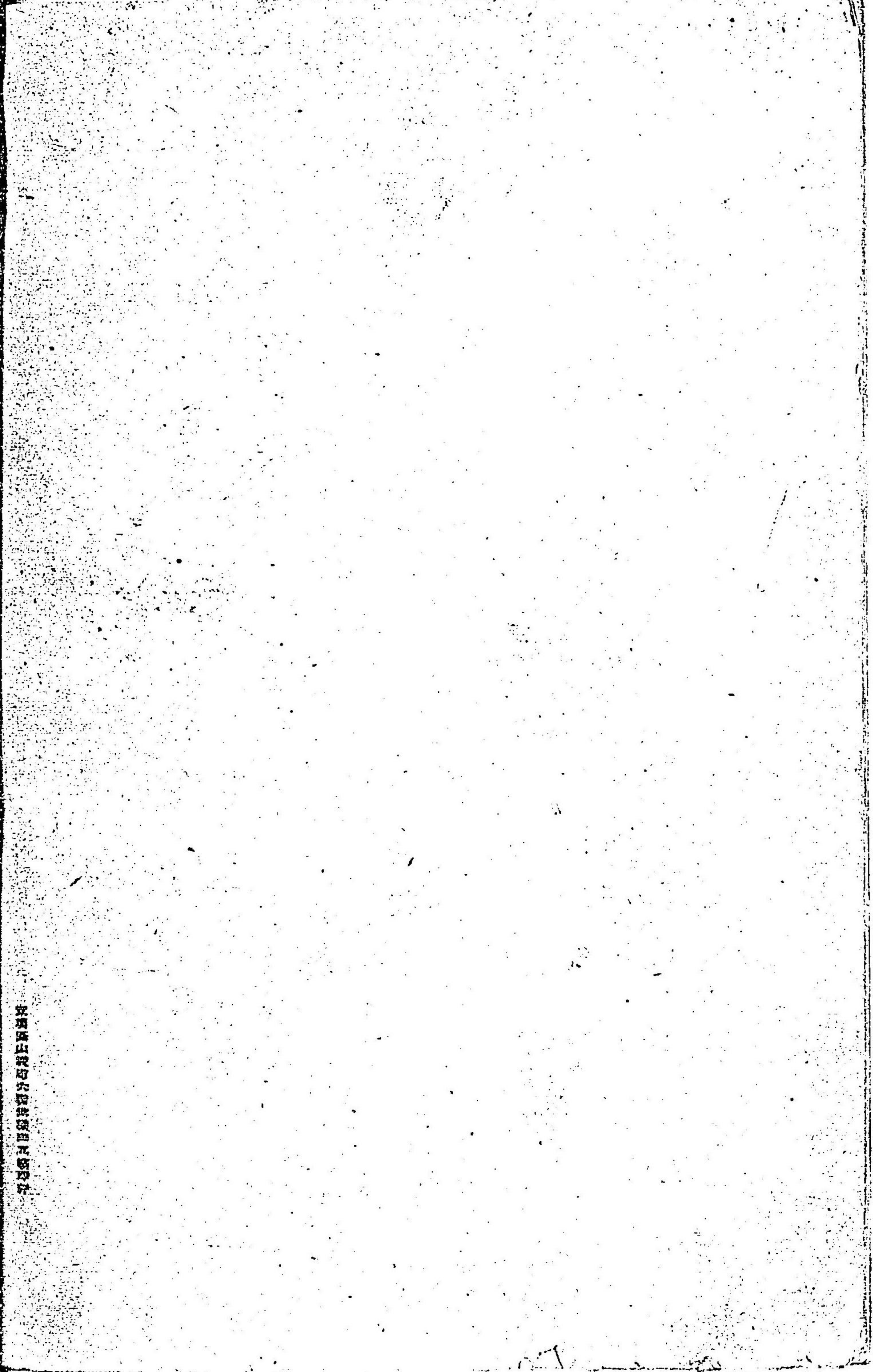
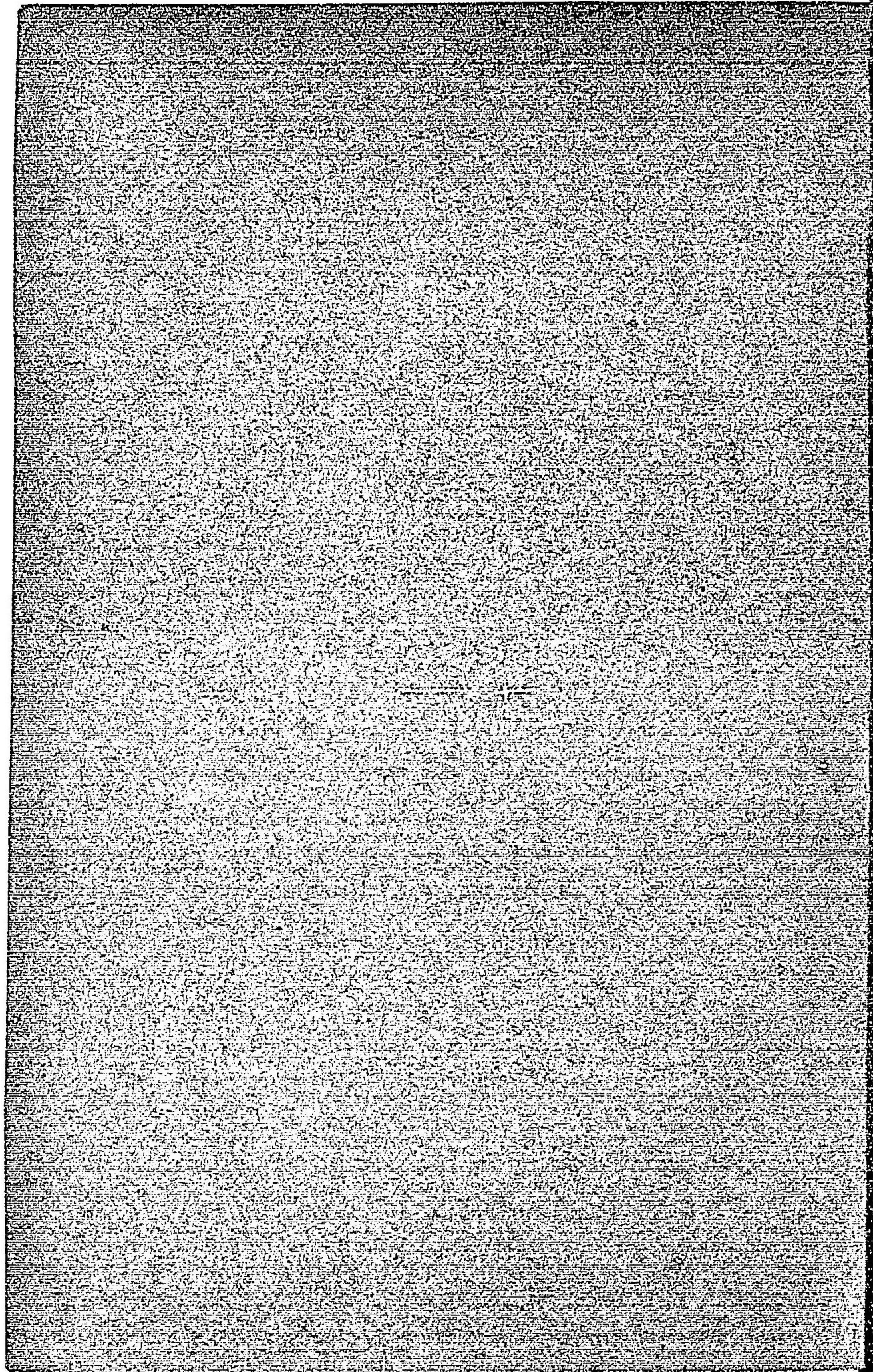
印刷人

山口縣士族

伊賀川友一

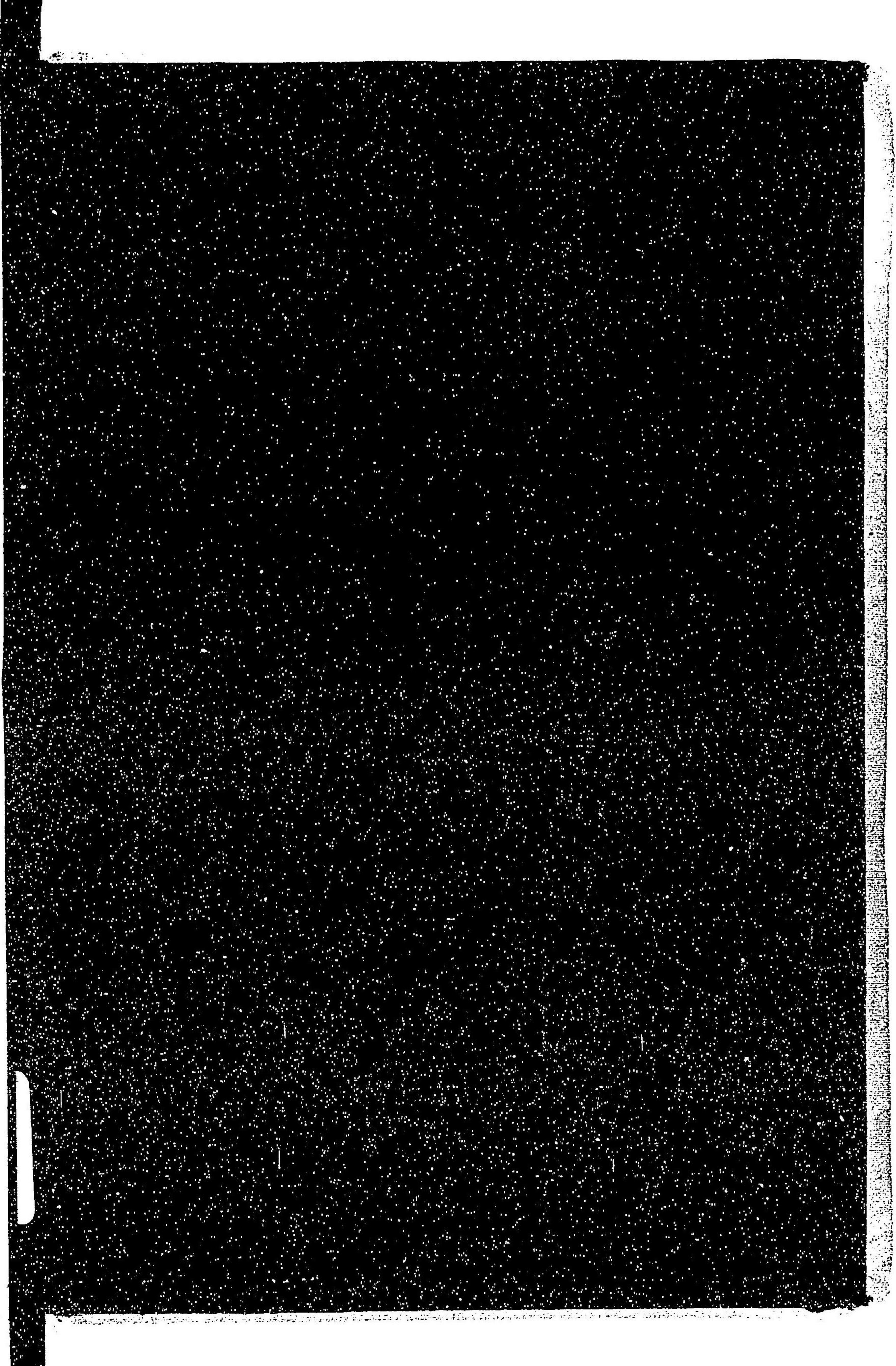
同縣同國同郡同町大字櫻木
町百八番地寄留

8
2
62



北京人民广播电台

8
62



8

62

014063-000-5

8-62

祭天古俗説辨明

下田 義天類 / 編

M25

ABB-0319



